

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国民健康保険税） 第七百三条の四（略） 2（略） 3 国民健康保険税のうち国民健康保険法第八条の二に規定する被保険者（以下本節において「退職被保険者等」という。）以外の国民健康保険の被保険者（以下本節において「一般被保険者」という。）に係る国民健康保険税の標準基礎課税総額は、次に掲げる額の合算額（国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該合算額のうち当該市町村の分賦金の額）とする。 一（略） 二 当該年度分の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から次に掲げる額の合算額を控除した額 イ 当該年度分の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用に係る国の負担金の見込額 ロ 当該年度分の国民健康保険法第七十条第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に当該年度の同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額 4・5（略） 6 前項の所得割額は、第四項の所得割総額を第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第二項の規	（国民健康保険税） 第七百三条の四（略） 2（略） 3 国民健康保険税のうち国民健康保険法第八条の二に規定する被保険者（以下本節において「退職被保険者等」という。）以外の国民健康保険の被保険者（以下本節において「一般被保険者」という。）に係る国民健康保険税の標準基礎課税総額は、次に掲げる額の合算額（国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該合算額のうち当該市町村の分賦金の額）とする。 一（略） 二 当該年度分の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額 4・5（略） 6 前項の所得割額は、第四項の所得割総額を第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（総所得金額中に給与所得が含まれている場合

定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第十
三項及び第二十一項において「基礎控除後の総所得金額等」とい
う。）にあん分して算定する。

7 前項の場合における第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額
又は山林所得金額を算定する場合には、第三百十三条第九項中
雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

8 前二項の規定によつて第五項の所得割額を算定することが著しく困
難であると認める市町村においては、同項の所得割額は、前二項の規
定にかかわらず、当該市町村の条例の定めるところによつて、第三百
十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額か
ら同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及
び山林所得金額の合計額（第十四項及び第二十二項において「各種控
除後の総所得金額等」という。）又は市町村民税の所得割（退職所得
に係る所得割を除く。第七百六条の二第一項において同じ。）の額（
第十四項及び第二十二項において「市町村民税所得割額」という。）
にあん分して算定することができる。

9 13 （略）
14 第八項の規定に基づいて第五項の所得割額の算定を行っている市町

においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の
規定によつて計算した金額から当該給与所得に係る収入金額の百分の
五の金額（その金額が二万円を超えるときは、二万円）を控除した金
額によるものとする。）及び山林所得金額の合計額から第三百十四条
の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額
の合計額（第十四項及び第二十二項において「基礎控除後の総所得金
額等」という。）にあん分して算定する。

7 前項の場合における第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額
又は山林所得金額の計算については、第三百十三条第三項、第四項又
は第五項の規定を適用せず、また、所得税法第五十七条第一項、第三
項又は第四項の規定の例によらないものとする。

8 第六項の場合における第三百十四条の二第一項に規定する総所得金
額又は山林所得金額を算定する場合には、第三百十三条第九項
中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

9 前三項の規定によつて第五項の所得割額を算定することが著しく困
難であると認める市町村においては、同項の所得割額は、前三項の規
定にかかわらず、当該市町村の条例の定めるところによつて、第三百
十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額か
ら同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及
び山林所得金額の合計額（第十五項及び第二十三項において「各種控
除後の総所得金額等」という。）又は市町村民税の所得割（退職所得
に係る所得割を除く。第七百六条の二第一項において同じ。）の額（
第十五項及び第二十三項において「市町村民税所得割額」という。）
にあん分して算定することができる。

10 14 （略）
15 第九項の規定に基づいて第五項の所得割額の算定を行っている市町

村においては、前項の規定にかかわらず、第十二項の所得割額は、当該退職被保険者等に係る各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額に、第四項の所得割総額を当該市町村における一般被保険者に係る各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

15| 第十二項の資産割額は、当該退職被保険者等に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に、第四項の資産割総額を当該市町村における一般被保険者に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

16| 第十二項の被保険者均等割額又は世帯別平等割額は、第十項又は第十一項の規定により算定した額と同額とする。

17| 第五項又は第十二項の基礎課税額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第五項の基礎課税額と第十二項の基礎課税額との合算額）は、五十万円を超えることができない。

18| 20| （略）

21| 前項の所得割額は、第十九項の所得割総額を介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等にあん分して算定する。

22| 第八項の規定に基づいて第五項の所得割額の算定を行っている市町村においては、第二十項の所得割額は、前項の規定にかかわらず、介護納付金課税被保険者に係る各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額にあん分して算定する。

23| 第二十項の資産割額は、第十九項の資産割総額を介護納付金課税被保険者に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額にあん分して算定する。

24| 第二十項の被保険者均等割額は、第十九項の被保険者均等割総額を

村においては、前項の規定にかかわらず、第十三項の所得割額は、当該退職被保険者等に係る各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額に、第四項の所得割総額を当該市町村における一般被保険者に係る各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

16| 第十三項の資産割額は、当該退職被保険者等に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に、第四項の資産割総額を当該市町村における一般被保険者に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

17| 第十三項の被保険者均等割額又は世帯別平等割額は、第十一項又は第十二項の規定により算定した額と同額とする。

18| 第五項又は第十三項の基礎課税額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第五項の基礎課税額と第十三項の基礎課税額との合算額）は、五十万円を超えることができない。

19| 21| （略）

22| 前項の所得割額は、第二十項の所得割総額を介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等にあん分して算定する。

23| 第九項の規定に基づいて第五項の所得割額の算定を行っている市町村においては、第二十一項の所得割額は、前項の規定にかかわらず、介護納付金課税被保険者に係る各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額にあん分して算定する。

24| 第二十一項の資産割額は、第二十項の資産割総額を介護納付金課税被保険者に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額にあん分して算定する。

25| 第二十一項の被保険者均等割額は、第二十項の被保険者均等割総額

介護納付金課税被保険者の数にあん分して算定する。

25| 第二十項の世帯別平等割額は、第十九項の世帯別平等割総額を介護納付金課税被保険者が属する世帯の数にあん分して算定する。

26| 第二十項の介護納付金課税額は、七万円を超えることができない。

27| 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主の属する世帯内に国民健康保険の被保険者がある場合においては、当該世帯主を第一項の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。この場合において、第五項の規定の適用については、同項中「一般被保険者である世帯主及びその世帯に属する一般被保険者」とあるのは「その世帯に属する一般被保険者（世帯主を除く。）」と、「一般被保険者と退職被保険者等」とあるのは「世帯主以外の者のうち一般被保険者と退職被保険者等」とし、第十二項の規定の適用については、同項中「退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等」とあるのは「その世帯に属する退職被保険者等（世帯主を除く。）」と、「退職被保険者等と一般被保険者」とあるのは「世帯主以外の者のうち退職被保険者等と一般被保険者」とし、第十七項の規定の適用については、同項中「一般被保険者と退職被保険者等」とあるのは「世帯主以外の者のうち一般被保険者等（世帯主を除く。）」とし、第二十項の規定の適用については、同項中「介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者」とあるのは、「その世帯に属する介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）（世帯主を除く。）」とする。

を介護納付金課税被保険者の数にあん分して算定する。

26| 第二十一項の世帯別平等割額は、第二十項の世帯別平等割総額を介護納付金課税被保険者が属する世帯の数にあん分して算定する。

27| 第二十一項の介護納付金課税額は、七万円を超えることができない。

28| 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主の属する世帯内に国民健康保険の被保険者がある場合においては、当該世帯主を第一項の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。この場合において、第五項の規定の適用については、同項中「一般被保険者である世帯主及びその世帯に属する一般被保険者」とあるのは「その世帯に属する一般被保険者（世帯主を除く。）」と、「一般被保険者と退職被保険者等」とあるのは「世帯主以外の者のうち一般被保険者と退職被保険者等」とし、第十三項の規定の適用については、同項中「退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等」とあるのは「その世帯に属する退職被保険者等（世帯主を除く。）」と、「退職被保険者等と一般被保険者」とあるのは「世帯主以外の者のうち退職被保険者等と一般被保険者」とし、第十八項の規定の適用については、同項中「一般被保険者と退職被保険者等」とあるのは「世帯主以外の者のうち一般被保険者等（世帯主を除く。）」とし、第二十一項の規定の適用については、同項中「介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者」とあるのは、「その世帯に属する介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）（世帯主を除く。）」とする。

(国民健康保険税の徴収の特例)

第七百六条の二 市町村は、国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる第七百三条の四第六項若しくは第八項に規定する控除後の総所得金額及び山林所得金額の合計額又は市町村民税の所得割の額が確定しないため当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者について、その者の前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額又はその者の前年度の国民健康保険税の最後の納期の税額に相当する額の範囲内において、それぞれの納期に係る国民健康保険税を徴収することができる。ただし、当該徴収することができる額の総額は、前年度の国民健康保険税額の二分の一に相当する額を超えることができない。

2 (略)

附 則

第三十三条の二 削除

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第三十五条の五 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年

(国民健康保険税の徴収の特例)

第七百六条の二 市町村は、国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる第七百三条の四第六項若しくは第九項に規定する控除後の総所得金額及び山林所得金額の合計額又は市町村民税の所得割の額が確定しないため当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者について、その者の前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額又はその者の前年度の国民健康保険税の最後の納期の税額に相当する額の範囲内において、それぞれの納期に係る国民健康保険税を徴収することができる。ただし、当該徴収することができる額の総額は、前年度の国民健康保険税額の二分の一に相当する額を超えることができない。

2 (略)

附 則

(国民健康保険税の標準基礎課税総額の特例)

第三十三条の二 国民健康保険法附則第十二項に規定する医療保険制度等の抜本的な改革までの間、第七百三条の四第三項の規定の適用については、同項第二号中「見込額」とあるのは、「見込額及び当該年度分の同法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用の額に当該年度の国民健康保険法附則第十二項の規定により読み替えて適用される同法第七十条第一項第二号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額」とする。

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第三十五条の五 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年

金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第七百三条の五第一項の規定の適用については、同項中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとし、」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十五条の六 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十三条の三第一項の事業所得又は雑所得を有する場合における第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、これらの規定（第七百三条の四第七項を除く。）中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、第七百三条の五

金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第七百三条の四第六項及び第七百三条の五第一項の規定の適用については、第七百三条の四第六項中「第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十七万円を控除した金額によるものとし、」と、「所得税法」とあるのは「同法」と、第七百三条の五第一項中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとし、」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十五条の六 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十三条の三第一項の事業所得又は雑所得を有する場合における第七百三条の四第六項から第九項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、これらの規定（第七百三条の四第七項及び第八項を除く。）中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第七百三条の四第七項及び第八項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第九項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、第七百三条の五第一項中「本条中山林所得金額」とあるのは「本条

第一項中「本条中山林所得金額」とあるのは「本条中山林所得金額又は附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十六條 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十四條第一項の譲渡所得を有する場合における第七百三條の四第六項から第八項まで、第七百三條の五並びに第七百六條の二の規定の適用については、第七百三條の四第六項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した残額に相当する金額」と、同条第二項とあるのは「第三百十四條の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第八項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した残額に相当する金額」と、「同項各号」とあるのは「第三百十四條の二第一項各号」と、第七百三條の五中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第七百六條の二中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した残額に相当する金額」とする。

2 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十五條第一項の譲渡所得を有する場合について準用する

中山林所得金額又は附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十六條 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十四條第一項の譲渡所得を有する場合における第七百三條の四第六項、第八項及び第九項、第七百三條の五並びに第七百六條の二の規定の適用については、これらの規定（第七百三條の四第八項を除く。）中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第七百三條の四第八項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第九項中「同項各号」とあるのは「第三百十四條の二第一項各号」とする。

2 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十五條第一項の譲渡所得を有する場合について準用する

。この場合において、前項中「附則第三十四条第一項」とあるのは、「附則第三十五条第一項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額」と、「長期譲渡所得の特別控除額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から控除する金額」と読み替えるものとする。

（株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十七条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十五条の二第一項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、これらの規定（第七百三条の四第七項を除く。）中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、第七百三条の五第一項中「本条中山林所得金額」とあるのは「本条中山林所得金額又は附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（商品先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十七条の二 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十五条の四第一項の事業所得又は雑所得を有する場合における第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、これらの規定（第七百三条の四第七項を除く。）中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条の四第一項に規定する商品先物取引に係る

。この場合において、前項中「附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは、「附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

（株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十七条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十五条の二第一項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第七百三条の四第六項から第九項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、これらの規定（第七百三条の四第七項及び第八項を除く。）中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の四第七項及び第八項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第九項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、第七百三条の五第一項中「本条中山林所得金額」とあるのは「本条中山林所得金額又は附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（商品先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十七条の二 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十五条の四第一項の事業所得又は雑所得を有する場合における第七百三条の四第六項から第九項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、これらの規定（第七百三条の四第七項及び第八項を除く。）中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条の四第一項に規定する商品先物

雑所得等の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の四第一項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、第七百三条の五第一項中「本条中山林所得金額」とあるのは「本条中山林所得金額又は附則第三十五条の四第一項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

取引に係る雑所得等の金額」と、第七百三条の四第七項及び第八項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の四第一項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第九項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、第七百三条の五第一項中「本条中山林所得金額」とあるのは「本条中山林所得金額又は附則第三十五条の四第一項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」とする。